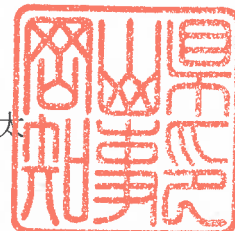


令和7年6月3日

岡山県知事 伊原木 隆太



|          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| (1) 業務名  | メディアミックスによる県政広報事業業務                    |
| (2) 業務内容 | メディアミックスによる県政広報事業業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和8年3月31日まで                     |
| (4) 履行場所 | 岡山県総合政策局公聴広報課の指定する場所                   |

岡山県を放送対象地域とし、テレビジョン放送事業を行う放送法（昭和25年法律第132号）第22条第2号）に基づく特定地上基幹放送局であること。

## 岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 (086) 226-7154/FAX (086) 224-3246

### (1) 仕様書等の配布

ア 配布期間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ  
なお、岡山県公聴広報課のホームページからダウンロードできる。

(2) 企画提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出

ア 提出期間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ  
なお、岡山県公聴広報課のホームページからダウンロードできる。

ウ 提出書類 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号） 1部

- エ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
- (3) 企画提案参加資格要件の審査
- ア 審査結果の通知
- 企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められるものに対しては、令和7年6月16日（月）までにその旨をメールにより通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。
- イ 企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求
- 企画提案資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年6月18日（水）までに、下記（4）ウの宛先に Fax 又はメールにより、説明を求める書面を提出することができる。
- (4) 仕様書に対する質問の受付
- ア 受付期間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月13日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- イ 方 法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）により提出すること。
- ウ 宛 先 岡山県総合政策局公聴広報課 FAX：（086）224-3246  
メール：kocho@pref.okayama.lg.jp
- エ 回 答 質問への回答は、岡山県公聴広報課ホームページ上に掲載する。
- オ その他 企画提案実施後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月24日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提案書類
- ・企画提案書（様式第3号） 5部（正本1部、副本4部）
  - ・企画概要を説明する書類（提出任意） 5部
- ※複数テーマに応募する場合は、様式第3号「4企画概要」及び企画概要を説明する書類は、応募するテーマごとに作成、提出すること。
- (4) 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）
- (5) そ の 他
- ・審査の過程において追加資料を求める場合がある。
  - ・提出資料は返却しない。

## 6 企画提案の審査

- (1) 審査方法
- ・ 別途設置する審査委員会で、企画提案者からのプレゼンテーションにより、その内容を総合的に審査し、契約の相手方を選定する。なお、審査委員会での審査・選定結果に関する質問には応じない。
  - ・ 複数テーマに応募する場合は、応募するテーマ数に応じてプレゼンテーションの時間を確保する。

- ・ プレゼンテーションの参加に係る費用は、参加者負担とする。

(2) 審査委員会（プレゼンテーション）

ア 日 時 令和7年6月26日（木）午後（時間については別途連絡する。）

イ 場 所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁4階 記者会見室

(2) 審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

## 7 その他

(1) 業務委託契約書の作成を要する。

委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、事務局が委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。また、テーマごとに契約を締結する。

(2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条から第 155 条までの規定による。

(3) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第 4 号）を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

(4) 業務の詳細は、別添の仕様書による。

(5) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。